

# 高砂市教科用図書選定委員会規程

## 第1章 総則

### (設置)

第1条 高砂市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）において使用する教科用図書（以下「教科用図書」という。）の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条1項の採択に当たり、あらかじめ、公正かつ適正な教科用図書の選定について協議、意見聴取及び調整を行うため、高砂市教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## 第2章 組織

### (所掌事務)

第2条 委員会は、教科用図書の候補となる図書に関する事項その他教科用図書の採択に関し必要な事項について、専門的な観点から協議又は意見聴取を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員4人で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校の教育に関し学識経験を有する者
- (2) 学校の校長又は教頭
- (3) 学校に在籍する児童又は生徒の保護者代表

2 前項の規定にかかわらず、教科用図書の採択に関し利害関係を有する者は、委員となることができない。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその日以後における最初の8月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第6条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

## 第3章 会議

### (会議の招集)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集する。

### (運営)

第8条 会長は、会議の議長となる。

2 会長、副会長及びその他の委員は、会議において知ることができた事項に関し守秘義務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(教科用図書調査員への意見聴取)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、加印地区共同調査員規約に基づき教育長が任命する教科用図書調査員の出席を求め、教科用図書に関する意見を聴くことができる。

#### 第4章 雑則

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、高砂市教育部学校教育室学校教育課において処理する。

#### 第5章 補則

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。